

第 36 回納本制度審議会 会次第

- ◇ 日時 令和 4 年 2 月 28 日（月） 11 時開催
- ◇ 形式 Web 会議システムによるリモート開催

会次第

1. 代償金部会の審議経過報告
2. 事務局からの報告（有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗等）
3. 今後の日程について

第 36 回納本制度審議会配付資料

ページ

(資料 1) 納本制度審議会委員名簿	1
(資料 2) 第 17 回代償金部会における審議の概要について	2
(資料 3) 有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗について	3
(参考資料 1) 第 35 回納本制度審議会議事録	4-13
(参考資料 2) 納本制度審議会答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって 補償すべき費用の内容について」(令和 3 年 3 月 25 日) 概要	14-15
(参考資料 3) 有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて	16-17
(参考資料 4) お知らせ 国立国会図書館から出版社のみなさまへ	18-19
(参考資料 5) 国立国会図書館法 (昭和 23 年法律第 5 号) (抄)	20-27
(参考資料 6) 納本制度審議会規程 (平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号)	28-29
(参考資料 7) 納本制度審議会議事運営規則 (平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定)	30-31
(参考資料 8) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 (平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号)	32-33
(参考資料 9) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件 (平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号)	34-36
(参考資料 10) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件 (昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号)	37-38

納本制度審議会委員名簿（五十音順）
（令和3年9月2日現在）

会 長	さいとう まこと 斎藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
委 員	◇ いとう まこと 伊藤 真	弁護士
	◇ えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学名誉教授
	えぐさ さだはる 江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	◇ おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	◇ おのでら まさる 小野寺 優	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	しばの きょうこ 柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	なかまた あきお 仲俣 暁生	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長
	◇ ねもと あきら 根本 彰	東京大学名誉教授
	ひらばやし あきら 平林 彰	一般社団法人日本出版取次協会会長
	◇ ほりうち まるえ 堀内 丸恵	一般社団法人日本雑誌協会理事長
	まるやま まさひろ 丸山 昌宏	一般社団法人日本新聞協会会長
	◇ むらまつ しゅんすけ 村松 俊亮	一般社団法人日本レコード協会会長

（委員 14 名）

（注）◇代償金部会所属委員

令和 3 年 9 月
代 償 金 部 会 長

第 17 回代償金部会における審議の概要について

第 17 回代償金部会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

1 開催日時

令和 3 年 9 月 2 日（木）14 時 55 分から 15 時 05 分まで

2 形式

Web 会議システムによるリモート開催

3 出席委員

伊藤委員、江上委員、奥邨委員、小野寺委員、根本委員、堀内委員、村松委員

4 議決の内容

- (1) 奥邨委員が互選により部会長に選出された。
- (2) 江上委員が部会長代理に指名された。

有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗について

1. 現況

国立国会図書館は、平成 25 年 7 月から、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号。以下「館法」という。）に基づき、民間発行のオンライン資料¹を収集している。現在は、無償かつ DRM（技術的制限手段）が付されていないもののみが収集対象である。有償又は DRM が付されたオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）については、館法及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号。以下「規程」という。）の規定により、当分の間、提供義務が免除されている²。

有償等オンライン資料の収集や補償の在り方については、今般、納本制度審議会から答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（令和 3 年 3 月 25 日）³が示された。この内容を踏まえ、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて、第 35 回納本制度審議会（令和 3 年 9 月 2 日）⁴において報告した方針及び想定スケジュールに沿って、以下のとおり準備を進めている。

(1) 法規整備

- 第 208 回国会（令和 4 年 1 月 17 日召集）において、有償等オンライン資料の提供義務を免除する規定を削除するための館法改正をご審議いただけるよう、関係者との調整を進めている。規程についても同趣旨の改正に向けた調整を行っている。
- 市場において DRM が付された状態で流通している場合でも DRM が付されていない状態のファイルを収集すること、同一内容が複数フォーマットで流通している場合は代表的なバージョンを優先的に収集することについても、規程の下に位置付けられる告示において規定する方向で、検討を行っている。
- 改正法の施行日は令和 5 年 1 月 1 日を想定している。有償等オンライン資料については、施行日以降に発行されたものが、制度収集の対象となる。

(2) 対外説明

- 有償等オンライン資料の制度収集開始について、順次、著作権者団体、出版関係団体への説明を行い、制度の趣旨については一定のご理解をいただいている。
- 収集対象に該当するか、収集対象外として認められるか等、具体例に基づく質問が多い。
- 引き続き、著作権者や発行者を始めとする関係する権利者の御理解・御協力を得られるよう、制度の趣旨や具体的な収集実務について、丁寧な説明を行う。

2. 想定スケジュール

- 令和 3 年度
 - 制度の詳細設計及び運用調整
 - 館法改正等の関係法規の整備に向けた準備
- 令和 4 年度
 - 第 1 四半期：館法改正等の関係法規の整備
 - 第 2～3 四半期：周知及び収集除外手続等の期間
 - 第 4 四半期：全面的な制度収集開始（令和 5 年 1 月）

¹ インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報（電子書籍・電子雑誌等）

² 平成 24 年館法一部改正法附則第 2 条、規程第 5 条

³ <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/conclusion.html>

⁴ <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/council.html#anchor01>

第 35 回納本制度審議会議事録

日 時： 令和 3 年 9 月 2 日（木）14 時 00 分～14 時 55 分
場 所： Web 会議システムによるリモート開催
出席者： 斎藤誠会長、植村八潮会長代理、伊藤真委員、江上節子委員、江草貞治委員、奥邨弘司委員、小野寺優委員、柴野京子委員、仲俣暁生委員、根本彰委員、堀内丸恵委員、村松俊亮委員

会次第：

1. 委員の委嘱の報告
2. 納本制度審議会の目的及び構成
3. 代償金部会所属委員の指名の報告
4. 会長の選出
5. 会長の挨拶
6. 会長代理の指名
7. 国立国会図書館長の挨拶
8. 事務局からの報告（令和 2 年度資料収集状況、令和 2 年度出版物納入状況、令和 3 年度代償金予算及び令和 2 年度代償金支出実績、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた方針等）
9. 今後の日程について

配付資料：

- （資料 1）納本制度審議会委員名簿
- （資料 2）納本制度審議会の概要
- （資料 3）国立国会図書館の資料収集状況（令和 2 年度末時点）
- （資料 4）資料別納入実績（最近 3 年間）
- （資料 5）納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）
- （資料 6）有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて
- （参考資料 1）第 34 回納本制度審議会議事録
- （参考資料 2）納本制度審議会答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（令和 3 年 3 月 25 日）概要
- （参考資料 3）国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
- （参考資料 4）納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （参考資料 5）納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
- （参考資料 6）国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （参考資料 7）国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）
- （参考資料 8）国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）

議事録：

収集書誌部長：それでは、定刻となりましたので、第 35 回納本制度審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様にはお忙しいところ御出席くださりまして、誠にありがとうございます。国立国会図書館収集書誌部長の山地でございます。御案内のとおり、本年 7 月 1 日付けで第 12 期の審議会委員の委嘱をさせていただきました。本日は委嘱後の最初の審議会でございますので、互選となっております会長が選出されるまで

の議事につきまして、私が進行役を務めさせていただきます。

まず、本日は 14 名の委員中、12 名の方々に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。次に、事務局から、配付資料について説明いたします。

事務局：〔配付資料について説明〕

また、議事の進行に関し 1 点お願いがございます。御発言の際は、ミュート解除をしてからお話しいただき、御発言が終わりましたら、その都度、ミュートにさせていただくようお願い申し上げます。また、議事録作成のため、会議を録画させていただいております。どうぞ御了承ください。以上です。

【会次第 1 委員の委嘱の報告】

収集書誌部長：それでは、会次第 1、委員の委嘱について御報告いたします。資料 1、通しページ 1、第 12 期の委員一覧を御覧ください。みなさま様々な肩書きをお持ちの方ばかりなのですが、国の機関であることや審議会でのお立場などを勘案しまして、ここに載せたような肩書きにさせていただいております。御了解ください。

このうち新規に委嘱された方を、御紹介いたします。弁護士の伊藤真委員、日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長の仲俣暁生委員、日本新聞協会会長の丸山昌宏委員は本日欠席、日本レコード協会会長の村松俊亮委員です。委員の任期は 2 年とされておりますので、令和 5 年 6 月 30 日まで、何卒よろしくお願いいいたします。

【会次第 2 納本制度審議会の目的及び構成】

収集書誌部長：続きまして、会次第 2 に入ります。新しい委員もいらっしゃいますので、審議会の目的等につきまして、改めて御説明いたします。お手元の資料 2、通しページ 2 を御覧ください。

審議会の目的は、納本制度並びにインターネット資料及びオンライン資料の記録に関する制度に関する重要事項、そして、国立国会図書館法第 25 条第 3 項に規定する代償金額及び館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項について、国立国会図書館長の諮問を受けて調査審議し、又は意見を述べることとなっております。審議会は、館長が学識経験者のうちから委嘱する委員 20 名以内で構成され、委員の任期は 2 年となっております。また、専門的事項の調査が必要な時は、館長は、専門委員を委嘱できます。審議会の会長は委員の互選により選出され、会長は、会長代理を指名することとなっております。審議会の定足数は過半数で、議事は出席委員の過半数をもって決めます。審議会には、代償金額に関する事項を調査審議するための常設の機関として代償金部会が設置されております。また、審議会の会長は、特定の事項を調査審議する必要があると認めるときは小委員会を設置することができます。これら審議会に関する事項は、納本制度審議会規程及びその下位規定である納本制度審議会議事運営規則に基づいており、それぞれ通しページ 30 及び 32 で御紹介しております。議事運営規則の中で、議事録その他審議会の資料については、原則として公開するものとされております（第 16 条）。公開は、国立国会図書館ホームページ上で行い、議事録については、発言された委員名を明記しない形としております。

通しページ 3 にお戻りください。納本制度審議会では、これまで全部で 10 件の答申をまとめていただきました。このうち、平成 15 年にまとめていただいた個別の出版物の代償金額に関する答申を除き、全ての答申の内容を当館ホームページで公開しております。次の通しページ 4 に、御参考までに、審議会の構成図を載せております。

【会次第 3 代償金部会所属委員の指名の報告】

収集書誌部長：続きまして、会次第 3 に入ります。代償金部会所属委員の指名の御報告です。資料 1、通しページ 1 にお戻りください。代償金部会所属委員は、委員の委嘱

と同日の7月1日付けで、7名の方をお願いいたしました。資料にあります通り、伊藤委員、江上委員、奥邨委員、小野寺委員、根本委員、堀内委員及び村松委員でございます。本日は、審議会の終了後に、部会の開催も予定しております。よろしくお願いいたします。

【会次第4 会長の選出】

収集書誌部長：それでは、会次第4の、会長の選出に入ります。委員の方の互選となっておりますので、どなたか立候補又は御推薦をお願いいたします。いかがでしょうか。

委員：では、推薦させてください。先の第34回納本制度審議会でも会長を務められました斎藤誠委員に、引き続き会長をお願いしたいと思います。

収集書誌部長：ただいま、斎藤誠委員を会長にとの御推薦がございましたが、他の委員の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、御異議がないようですので、斎藤誠委員に決定いたしました。それでは、会長となられた斎藤委員に以後の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【会次第5 会長の挨拶】

会長：東京大学の斎藤でございます。ただいま、御推薦をいただきました。微力ながら会長職を勤めさせていただきたいと思っております。謹んでお引き受けいたします。オンライン資料の収集を含めて、着実に国立国会図書館では業務を進めてきておられますが、なおデジタル化の進展やコロナ禍ということもあり、色々な課題がまた出てくると存じます。皆様の御協力を得まして、成果がある審議会運営に勤めたいと考えますので、どうかよろしくお願いいたします。

【会次第6 会長代理の指名】

会長：続きまして、会次第6の、会長代理の指名に移ります。納本制度審議会規程第5条第3項によれば、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」こととなっておりますので、このたびは、植村委員を会長代理に指名させていただきたいと存じます。植村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

委員：はい、承りました。

会長：ありがとうございます。

【会次第7 館長挨拶】

会長：それでは、会次第7に入ります。国立国会図書館長から御挨拶をいただきます。吉永館長、よろしくお願いいたします。

館長：館長の吉永でございます。

皆様方には、大変御多忙にもかかわらず、納本制度審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、本日は、オンライン開催ではございますが、御多用のところ審議会に御出席いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

法律に基づく納本制度等による資料の収集は、国立国会図書館のあらゆる活動の基盤であり、わが国の文化的資産を蓄積し、国政審議に資するとともに、広く国民の皆様に図書館サービスを提供するという当館の使命を果たすために、必要不可欠なものであります。この納本制度等の改善及び適正な運用のため、納本制度審議会の委員の皆様方には、よろしく御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、今般、国立国会図書館では、今後5年間の方針を定めた「国立国会図書館ビジョン」を策定いたしました。2021年度から2025年度までを「国立国会図書館のデジタルシフト」の推進期間と位置づけ、「国のデジタル情報基盤の拡充」と「ユニバーサルアクセスの実現」に取り組んで参ります。特に、重点事業の1つとして掲げた「デジタル資料の収集と長期保存」は、有償で配信されているオンライン資料の制度収集を開始し、著作者や出版者の皆様の御協力を得て、安定的な資料収集の実現を目指すものであります。この、有償で配信されているオンライン資料の収集や補償の在り方については、本年3月25日に、納本制度審議会からの答申を頂戴したところでございます。国立国会図書館としましては、答申の内容を踏まえまして、オンライン資料を全面的に収集する制度の開始に向けて、全力を尽くす所存でございます。

第12期の審議会会長に選出されました斎藤会長には、今後とも御教導をお願い申し上げます。委員の皆様方には、斎藤会長のもと、御経験と御知見に基づく多様な御意見を交換していただき、納本制度等の一層の充実、円滑な運用に向けて御審議いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。以上、第12期審議会の発足に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

会長：ありがとうございました。ここで、吉永館長と田中副館長は退席されるということです。

館長：それではこれで、失礼いたします。

〔館長、副館長退席〕

【会次第8 事務局からの報告】

会長：そうしましたら、次は会次第8、事務局からの報告です。まずは資料の収集状況等について、よろしくお願いいたします。

収集書誌部長：それでは、まず令和2年度末時点における国立国会図書館の資料収集状況を御報告いたします。資料3、通しページ5を御覧ください。

有体物としておりますのが、図書、雑誌・新聞、その他非図書資料等のグループです。その他非図書資料等とは、マイクロ資料や映像資料、録音資料等です。印刷資料である図書と雑誌・新聞を合わせますと、約3,122万点となります。非図書資料を足すと約4,561万点です。その下の無体物が、インターネット資料及びオンライン資料の収集数です。インターネット資料とは、ウェブサイトを集めたものです。下の注1にありますように、国、地方公共団体等の公的機関のウェブサイトを制度に基づき収集しています。また、公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント（例えば東京オリンピックに関するサイト）、そして東日本大震災関連等の民間のウェブサイトを許諾に基づき収集しています。1サイト1タイトルと数えております。20万件という数字は、ある時点で収集したウェブサイトを構成しているデータの固まりを1件と数えたもので、1タイトルにつき複数件のデータが存在しています。現在約2PB蓄積され、昨年1年では350TB増加しております。

オンライン資料は、電子書籍・電子雑誌に該当するものです。これも注2にありますように、私人がインターネット等で出版した電子書籍・電子雑誌等を制度に基づき収集している他、インターネット資料として収集した公的機関のウェブサイトから、電子書籍・電子雑誌等に相当するものを取り出して収集しています。現在、約133万点が蓄積されています。昨年度の収集実績は約8万点でした。

引き続き、納本制度に基づく出版物納入状況等について国内資料課長から御説明申し上げます。

事務局：令和 2 年度出版物納入状況、令和 3 年度代償金予算及び令和 2 年度代償金支出実績について御報告いたします。

最初に、昨年度・令和 2 年度の出版物納入状況です。お手元の資料 4、通しページの 6 ページを御覧ください。図書、パッケージ系電子出版物、及び逐次刊行物につきまして、最近 3 か年の納入数を示しております。昨年度を中心に報告いたします。図書は、官庁出版物が 3 万 1,420 冊、民間出版物が 10 万 4,265 冊、合計 13 万 5,685 冊が納入されました。パッケージ系電子出版物は、官庁出版物が 2,028 点、民間出版物が 2 万 550 点、合計 2 万 2,578 点が納入されました。逐次刊行物は、官庁出版物が 8 万 3,513 点、民間出版物が 28 万 9,067 点、合計 37 万 2,580 点が納入されました。なお、逐次刊行物の数値の中には、地図、静止画資料、点字・大活字資料も若干含まれておりますが、そのほとんどは逐次刊行物です。令和 2 年度の出版物納入状況については、以上でございます。

続きまして、今年度・令和 3 年度の納入出版物代償金予算及び令和 2 年度の代償金支出実績について御報告いたします。お手元の資料 5、通しページの 7 ページを御覧ください。今年度の代償金予算額は、3 億 9,747 万 6,000 円でございます。昨年度と同額でございます。次に、昨年度の支出実績ですが、3 億 4,102 万 291 円でございます。参考といたしまして、図書、パッケージ系電子出版物、及び逐次刊行物の支出実績の内訳を示しております。令和 2 年度は、図書 48%、パッケージ系電子出版物 18%、逐次刊行物 34%となっております。令和元年度に比較して代償金予算の執行残が多くなっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響等により出版物の納入が減少したこと等によるものでございます。なお、代償金の運用につきましては、当館収集書誌部におきまして、高額で販売実績の少ない資料を中心に厳正な審査を行って、引き続き適正に進めております。御報告は以上です。

会長：ありがとうございました。次の報告は、有償等オンライン資料の制度収集についてです。こちら事務局からの報告をお願いします。

事務局：有償等オンライン資料の制度収集について事務局から御報告いたします。資料 6、通しページ 8・9 の「有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて」を御覧ください。

当館は平成 25 年 7 月から、参考資料 3 の国立国会図書館法に基づき、民間発行のオンライン資料を収集しております。現状、無償かつ DRM、技術的制限手段が付されていないもののみが収集対象となっており、有償又は DRM が付されたオンライン資料、有償等オンライン資料については、館法及び参考資料 6 の国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程により、当分の間、提供義務が免除されているという状況です。この有償等オンライン資料については、本年 3 月の審議会において答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を頂戴したところでございます。

当館としましては、答申の内容に沿った形で、現状実施している無償 DRM なしのオンライン資料制度収集の実態を踏襲する方向で、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて準備を進めることしたいと考えております。

(1)の収集については、まず、有償等オンライン資料の提供義務免除の規定を削除するという形で、館法及び規程を改正することによりオンライン資料の全面収集を実現することといたします。また、収集対象を定義するコードやフォーマット、提供を求めるメタデータ項目や収集方法につきましては、現行制度を踏襲することといたします。さらに、答申の内容に基づき、市場において DRM が付された状態で流通している場合でも DRM が付されていない状態のファイルを収集すること、同一内容が複数

フォーマットで流通している場合は代表的なバージョンを優先的に収集することといたします。

(2)の収集除外についてですが、機密扱い及び簡易なもの、同一版面であるもの、長期間にわたり利用可能であり消去されないと認められるもの等、収集除外となる条件については現行制度を踏襲することといたします。また、答申において詳細に言及されております、営利企業で構成する組織が運営するリポジトリを収集除外対象とする場合については、答申の内容どおり、長期継続性、利用の担保、コンテンツの保全の観点であらかじめ確認した上で、コンテンツの散逸防止やメタデータ連携について覚書等により担保することを必須とします。なお、収集除外リポジトリとのメタデータ連携は、国内の資料を幅広く対象とする統合的検索サービスである国立国会図書館サーチによる外部連携の一環として行うことといたします。また、収集除外リポジトリについては、必要に応じて利用権契約を締結することにより、当館内での利用提供を実現したいと考えております。

(3)の利用についてですが、現行制度や任意提供により収集済みのオンライン資料と同様、国立国会図書館デジタルコレクションによる館内限定公開とし、更に有償等オンライン資料については同時閲覧制御を行うことといたします。ただし、権利者の許諾が得られる場合には、インターネットで公開し広く利用可能とすることといたします。複写については、既に収集済みのオンライン資料と同様に取り扱うことといたします。オンライン資料の館内におけるプリントアウト及び遠隔複写は、現在、提供に向けて検討中ではありますが、同じ枠組みで引き続き検討していくことといたしたいと思っております。

(4)の補償その他についてですが、まず、金銭的な補償につきましては、答申の内容どおり、現行と同様、記録媒体に格納して収集する場合の媒体費用と送料を補償することといたします。また、非金銭的なインセンティブとして、受入証明やデータバックアップ機能といった事業につきましては、実施に向けて引き続き検討することといたします。また、既に実現していることではありますが、収集済みのオンライン資料と同様、リンクリゾルバ機能等により、販売サイトを含めた本文情報へのナビゲートを引き続き行うことといたします。なお、著作権者や発行者を始めとする関係する権利者の御理解・御協力を得られるよう、制度の趣旨や具体的な収集実務について、丁寧な説明を行うよう努めてまいりたいと思っております。

最後に、制度収集開始までのスケジュールですが、今年度中に制度の詳細設計及び運用調整、関係法規整備に向けた準備を行い、来年度になりましたら関係法規整備、周知及び収集除外手続等の期間を経て、令和5年1月から全面的な制度収集を開始したいと考えているところでございます。御報告は以上となります。

会長：ただ今の事務局からの説明、つまり、資料の収集状況、出版物の納入状況、有償等オンライン資料の制度収集、この3つの説明について、せっかくの機会でございますから、委員の方々から何か御質問や御意見がありましたらお願いいたします。オンラインの少人数ですので、御発声いただくか、リアルに手を挙げていただければ、私なり事務局なりでキャッチしますので御遠慮なく。

委員：前回の審議会の最後のところで発言させていただきましたが、先ほど館長の御挨拶で、新しい5年間のプランでデジタル化というのを最前線に掲げて国立国会図書館で進めるというお話がございまして、デジタル化資料、オンライン資料、こういうものが極めて重要な役割を果たすというお話でした。ちょっと確認させていただきたいのですが、今回の2年間の我々の期で検討するのは、今日の資料の8,9ページに掲げられた制度収集の実行に向けての具体的なプランを作るだけなのでしょうか。という聞き方は変なのですが、とりあえずはそこからスタートするという理解でよろしいの

でしょうか。というのは、前回も国立国会図書館法でオンライン資料、つまり図書・逐次刊行物に当たるもの以外のデジタル化の状況について発言させていただき、前期の小委員会の方でも、収集対象資料のコードやフォーマットに意見を述べさせていただいたことがございます。つまり、今ここで進もうとしているのは、従来、紙とかパッケージ系で出ていたものがオンライン化されて、ネットにあるものをどういうふう
に国立国会図書館で収集するかということの基本的な方針は決まったわけなのですが、それと同じ枠組みで議論することになると思うのですね。ただ、デジタル化という時に、今極めて状況は流動的で、いろいろな新しい事が起こっているという話を小委員会の方でもさせていただいたのですが、例えばパッケージ的なフォーマット、PDFとかEPUBとか、こういうものの収集を行うということなのですが、それ以外のHTMLとかが、ここでは対象になっていないわけですね。そういうものも含めて、新しい時代の、納本制度とは言えないと思うのですけれど国立国会図書館はどのようなものをどういうふう
に収集するのかということについての議論は、ここでやることなのかどうかは疑問ですけれども、ただ国立国会図書館にそういう戦略みたいなものが別
にあって、どこかで検討されているのかどうかというのは、私どもがこの議論をする時に、傍らでもう少し広い議論がどういうふうに進むのかということと合わせて知
りたいと思うのですね。そういう意味で、この議論をすることと、前から私が申し上げているような新しい時代のネット上の情報の収集の在り方みたいなものの検討を
どういうふう
に考えるかということについて、何か、この委員の方というよりは、NDLの方針として何かあるのでしたらお聞かせいただいで、我々の議論を明確にしたい
と思います。以上です。

会長：ありがとうございました。事務局、今の点についていかがでしょうか。

収集書誌部長：ただ今の御質問は、非常に幅の広い資料の収集についてどう考えていけばよいのか、また、デジタルの時代を考えていけばよいのかということで、これまでも御意見をいただいております。まず具体的な戦略としては、今期、電子書籍・電子雑誌の部分は成功させたいと思っておりますので、ぜひとも御支援を賜りたく、ある意味ではそこに注力しているというのが事実かと思っております。一方で、デジタルシフトの中では、既に紙で集めたものをデジタル化して、利用と保存の両立を図る作業も進めていく、特にコロナの下では、電送、電子的に図書館送信として扱われているものの活用を図っていくということが今議論されているので、その部分はデジタルシフトの中ではベーシックなこととしてきちんとやっていくことが大事だと館は認識しております。戻りますが、広い資料群の中でどれを収集しましょうかということは、これから御相談しながらやっていくことだろうという気がいたします。制度として集めるというところは、御指摘のとおり、いろいろ問題や障壁がある部分もあるかもしれませんが、必要性に応じて、許諾をベースに、発行者や著作権者の御理解の下で保存を図るという事業に、原則は、当面の間は収束するのかと思っております。今申し上げたことには2つありまして、収集対象とする資料群をさらに広げていくかということは議論が要ることかと思っておりますし、またそれを制度でやりましょうかということにも議論が要ることかと思っております。いろいろな御要望がある中で、館もどこから手掛けようかと悩んでいることは間違いないのですが、この12期においては、ぜひとも電子書籍・電子雑誌を発進させたい、その中で並行して、どんな資料群についての収集保存を行ったらいいかということを考えていきたいというのが原則的なところでございます。いかがでしょうか。

会長：よろしいでしょうか。

委員：基本的なことはそうかと理解しておりますが、例えば ISSN に限定する等、先ほどのフォーマットの範囲に入るものと入らないものがどうしても出てきますし、やはりこういう枠組みそのものが古臭い部分もあるのではないかと思うのです。そこを固めるといのは分かるのですが、先の事を考えながら行った方がよいのではないか、それが館法にある文化財の蓄積と利用という、文化財とは何かという極めて重要な部分で、デジタル化という状況の中で大きく変貌しているということを常に考えて行きたいと思っております。以上です。

会長：ありがとうございます。

収集書誌部長：会長、よろしいですか。

会長：どうぞ。

収集書誌部長：今、委員がおっしゃったことについては、私達は出版物を扱うということを中心に手掛けている組織でありまして、そのことについて、現代においてどうかという御疑問があることは間違いないと思っております。ただ、ブックナンバー、シリアルナンバー等、規格化された情報が付された出版物を集めることが制度でも義務付けられておりますので、おっしゃったテーマについて、運用の中で繰り返し確認していかなければならないことは、前期の審議会でも申し上げさせていただいたので、志そのものは変わっておりません。補足させていただきました。

会長：一方で有償オンライン資料の収集をより具体化して運用までもっていくということがあり、他方でそれ以外の範囲についてどう考えるかという議論がありますので、両方について必要に応じてこの審議会なり小委員会で諮問を受けて議論することもあろうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。他の委員の方もこの機会に何かありましたら御遠慮なく。いかがでしょうか。

委員：よろしいですか。資料 4、通し番号で申しますと 6 になります。ここでは 3 年度分の比較でしかないのですが、とりわけ民間出版物の納入実績が、ダウントレンドとは決して言えない中でもかなり少なかったかなと数字上は見えます。昨年、今年もそうですけれども、特別な状況下で、納本されるべき本が刊行されていないということなのか、そもそも納本されないような事情があるのかというあたり、もし事務局の方で御存知でしたら教えて下さい。

会長：ありがとうございます。事務局いかがですか。出版点数の減なのか、それとも出ているけれども納入のところで何かあるのか、もし先ほどの説明に補足していただけることがありましたらお願いします。

事務局：お答えいたします。当館では民間出版物等につきましても納本率というものを毎年算出しております。納本率というのは出版されたものの中でどのくらい納本されているかというものなのですけれども、その数値につきましては、令和 2 年度も令和元年度もあまり大きな差異はなく、99 パーセント程度ということになっておりますので、おそらくは出版点数が減少したことによって納入点数も併せて減少したのではないかなと考えております。また、あわせて、パッケージ系の電子出版物の減少が非常に大きいわけなのですが、こちらにつきましては、督促することによって納入されるのが通常の事務手続上多いのですけれども、昨年度は新型コロナウイルスの影響等で、出版社の中で在宅勤務等がありまして、なかなか連絡が取れないということ

で、通常よりも督促業務が順調に行えなかったということも理由としてはあるかと思
います。以上です。

委員：ありがとうございます。

会長：それでは次の御質問をお願いします。

委員：資料 6「有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて」についてです。私ども
の今期 2 年間の中で、この制度収集が具体的に始まるということで、前期までの小委
員会等で議論してきた者としても実質的にしっかりとスタートするとよいなど大い
に期待しているところです。その上で、今まで議論したことの一番のポイントは、こ
の収集除外の一番下に記載されている営利組織が運営するリポジトリというところ
で、実証実験等も行われた件かと思えます。スケジュールを見ると、来年度に周知さ
れるということなので、今年度中に形が決まって、公表し、来年度はそれについて周
知していくという流れだと受け取りました。差し支えない範囲で、民間組織が運営す
るリポジトリについてどの程度進んでいるのかご教示ください。つまり、ここでは具
体的な組織名は出ていないわけですが、やはり具体的な組織があつて進められてい
ることかと思えますので、可能な範囲で状況を教えていただけないでしょうか。とい
うのが一つ目です。

それと関連しまして、私も議論に参加したはずで、すっかり忘れていただけかもし
れませんが、補償のところ、リポジトリ等で収集除外になったものに対する補償と
いうものは、考え方として、収集していないのだから補償しないのでしょうか。ある
いは利用料という形で別の枠組みで考えるのでしょうか。ということが分からなくな
りましたので教えてください。この 2 点です。

会長：ありがとうございます。事務局よろしく願いいたします。

事務局：お答えいたします。まず 1 点目、民間リポジトリの状況についてですけれど、
前期に小委員会の方で、リポジトリの運営を予定している電書協さんからヒアリング
をさせていただいたかと思えます。その時に御提示いただいたスケジュールですと、
もう既にリポジトリを構築しているはずだったので、現状確認をさせていただいた
ところ、具体的にリポジトリが出来ている状況ではないと聞いているところで
ございます。今般、このような形で令和 5 年 1 月に全面的収集を開始するというスケ
ジュールもお伝えをした上で、そこまでの間にきちんと構築し、かつ、我々と覚書を
結ぶ必要があることも含めてスケジュールリングするよう調整しているという状況で
ございます。今現在何か御提示できるようなものはないという状況ですが、制度開始
までのスケジュールを共有して、それに向けて調整しているという状況でございま
す。それ以外のところにつきましても、リポジトリとなる可能性はあるかと思いま
す。その方々に対しても、こういう答申が出ましたということについて、説明できる
ところはしておりますので、そちらの側で、リポジトリとして運営できるのかどうかを含
めて御検討いただいているのかなという状況です。

2 点目、収集除外に対する補償ということですが、収集されていませんので、
補償という概念はございません。ただし、通しページ 9 の上の方に書いておりますけ
れども、収集除外リポジトリについては、他の外部データベースと同様、必要に応じ
て利用権契約を締結するとあります。こちら、全ての収集除外リポジトリについて
利用権契約を結ぶというのは難しいと思っておりますが、必要に応じて、この利用権契
約は、交渉次第でありますけれども、有償ということも想定しておりますので、そちら
の方で、補償ではないですけれども、金銭的なやり取りが発生する可能性はあると考

えております。

委員：ありがとうございます。よくわかりました。

会長：それでは他に何かございますか。よろしいですか。そうしましたら、今まで出ました貴重な御意見を踏まえまして、今後の運営について考えていきたく存じます

【会次第9 今後の日程について】

会長：それでは次に会次第9、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

収集書誌部長：今後の日程につきまして御説明いたします。

まず、有償等オンライン資料の制度収集に向けては、本日御報告しました方針とスケジュールに沿って、引き続き、制度収集開始に向けた準備を行ってまいります。

次の審議会は、今年度第4四半期頃を予定しております。具体的な日程につきましては事務局から改めて御相談させていただきます。以上です。

会長：日程についての今の説明について、何か御質問等はございますか。よろしいですか。それでは、予定されている議題や報告は以上で終了いたしました。何か、なお御意見・御質問等はございますか。よろしいですか。事務局からは何か補足等よろしいですか。よろしいですね。

【閉会】

会長：それでは、以上をもちまして、第35回納本制度審議会の会次第は全て終了いたしました。なかなか首都圏は緊急事態の解除には至りませんし、むしろ拡大している状況でもありますので、委員の皆様方、事務局の皆様方も、御自愛専一でお過ごしください。これで散会といたします。どうもありがとうございました。

(14時55分終了)

令和3年3月25日
国立国会図書館

納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって
補償すべき費用の内容について」の概要

納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の概要は、以下のとおりである。

1 収集対象

- 収集対象となる有償等オンライン資料を規定するための外形基準は現行制度を踏襲するが¹、オンライン資料全般について出版流通状況の変化等に応じて不断に見直すことが重要である。
- 市場においてDRMが付された状態で流通しているオンライン資料についても、DRMが付されていない状態のファイルを収集する。
- 同一内容が複数フォーマットで流通している場合、代表的バージョンを優先的に収集する運用が考えられる。

2 収集除外

- 営利企業で構成される組織が運営するリポジトリを、国立国会図書館法その他の適用法規の定めるところにより収集対象から除くことができるもの²と認定するには、長期継続性、利用の担保、コンテンツの保全の観点であらかじめ確認し、コンテンツの散逸防止やメタデータ連携についても覚書等により担保する必要がある。

3 利用等

- 有形の図書館資料と同等の利用（同時アクセス制御のうえ館内閲覧、著作権法で認められる範囲内のプリントアウト）であれば、出版ビジネスの阻害や権利侵害には当たらない。
- 出版業界には、将来的な利用拡大、特に外部送信に対する懸念や不安がある。
- 関係する権利者の利益保護と一般利用者の利便性向上という両面への配慮が必要である。
- 有形・無形を問わずに日本国内で発行された出版物を統合的に検索する仕組みやアクセシビリティへの配慮が必要である。

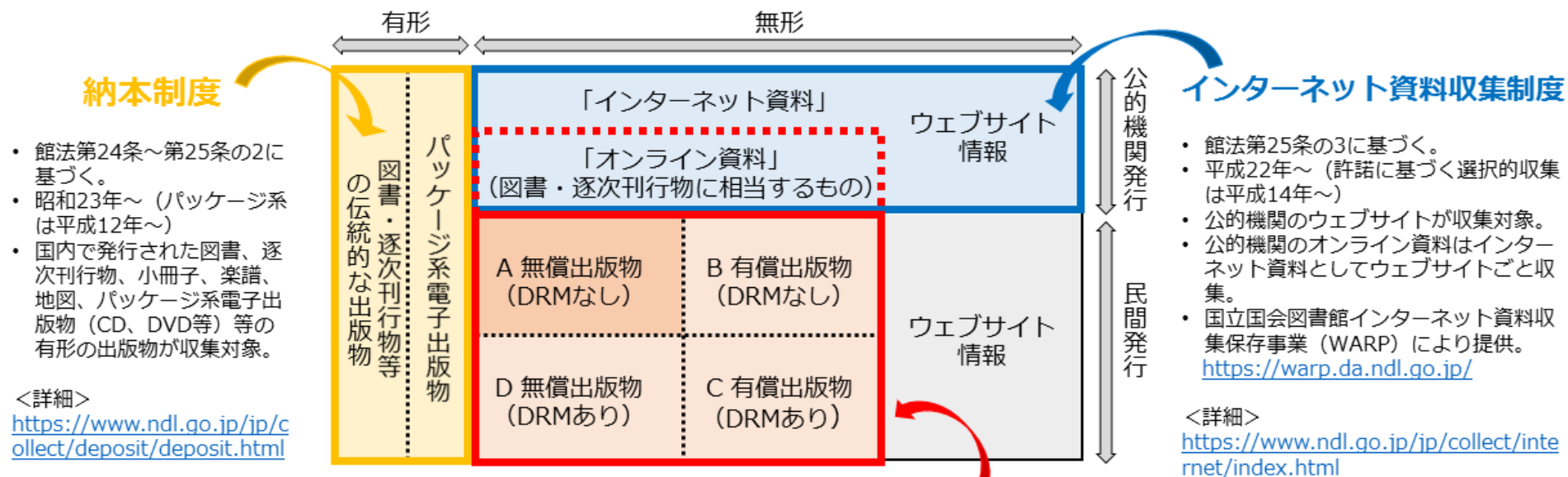
4 補償

- ファイル本体について、提供するための複製費用は軽微であり、また、有形の図書館資料と同等の利用を前提とすれば特別な経済的損失は発生しないため、補償を要しない。
- 提供に係る手続費用についても、最小限の作業（メタデータ付与、送信等）に限れば軽微であり、また、DRMが付される前のファイル提供を前提とすればDRM解除に係る特別な作業は発生しないため、補償を要しない。
- 記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料については、補償が必要である。
- 制度収集の実効性を高めるためには、金銭的補償にこだわらず、政策的補償に相当するインセンティブが必要である。著作の真正性の証明、データバックアップ機能、統合的検索サービスから本文情報へのナビゲートがインセンティブとして期待される。

¹ 特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを、収集対象としている。

² 長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし、特段の事情なく消去されないと認められるものは、収集対象から除かれる。また、機密扱いのもの、簡易なもの、既に収集済のオンライン資料と内容に増減・変更がないもの、申込み・承諾等の事務が目的であるもの、紙の図書・雑誌と同一版面である旨の申出があったもの（申出があり、確認された場合のみ）も、収集対象から除かれる。

<国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図>



<参考>

制度に基づく収集以外にも、購入や寄贈等の手段により選択的に収集している。

例)

- 古典籍、政治史料、外国で発行された資料等
- 民間のウェブサイト（公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント関連、東日本大震災関連等のウェブサイトを中心に許諾が得られたものを収集し、WARPにより提供）
- 有償オンライン資料（学協会のオンライン資料を中心に許諾が得られたものを収集し、国立国会図書館デジタルコレクションにより提供）

有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて

1. 方針

国立国会図書館は、平成 25 年 7 月から、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号。以下「館法」という。）に基づき、民間発行のオンライン資料¹を収集している。現在は、無償かつ DRM（技術的制限手段）が付されていないもののみが収集対象である。有償又は DRM が付されたオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）については、館法及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号。以下「規程」という。）の規定により、当分の間、提供義務が免除されている²。

有償等オンライン資料の収集や補償の在り方については、今般、納本制度審議会から答申「有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（令和 3 年 3 月 25 日）が示された³。

この答申の内容を踏まえ、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けて、以下の方針で準備を進めることとする。

(1) 収集

- 館法及び規程の改正により、有償等オンライン資料の提供義務免除の規定を削除する。
- 収集対象を定義するコード（ISBN、ISSN、DOI）⁴及びフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）⁵、提供を求めるメタデータ項目（題名、作成者、出版者、出版日、版、コード、URL）⁶、収集方法（送信、送付、自動収集）⁷は、現行制度を踏襲する。
- 市場において DRM が付された状態で流通している場合でも、DRM が付されていない状態のファイルを収集する。
- 同一内容が複数フォーマットで流通している場合は、代表的なバージョンを優先的に収集する。

(2) 収集除外

- 収集除外となる条件（機密扱い及び簡易なもの、納本済資料と同一版面である旨の申出を受け確認したもの、長期間にわたり利用可能であり消去されないと認められるもの等）⁸は、現行制度を踏襲する。
- 営利企業で構成する組織が運営するリポジトリを収集除外と認める際は、長期継続性、

¹ インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報（電子書籍・電子雑誌等）

² 平成 24 年館法一部改正法附則第 2 条、規程第 5 条

³ <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/conclusion.html>

⁴ 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）（以下「告示」という。）第 2 項

⁵ 告示第 3 項

⁶ 告示第 4 項

⁷ 館法第 25 条の 4 第 2 項第 1 号、規程第 2 条

⁸ 館法第 25 条の 4 第 1 項及び第 2 項、規程第 1 条及び第 3 条

利用の担保、コンテンツの保全の観点であらかじめ確認し、コンテンツの散逸防止やメタデータ連携について覚書等により担保する。

- 収集除外リポジトリとのメタデータ連携は、国立国会図書館サーチ（国内の資料を幅広く対象とする統合的検索サービス）による外部連携の一環として行う。
- 収集除外リポジトリについては、他の外部データベースと同様、必要に応じて利用権契約を締結する。

(3) 利用

- 現行制度や任意提供により収集済みのオンライン資料と同様、国立国会図書館デジタルコレクションによる館内限定公開とし、更に有償等オンライン資料については同時閲覧制御を行う。ただし、権利者の許諾が得られる場合には、インターネットで公開し広く利用可能とする。
- 複写についても、現行制度や任意提供により収集済みのオンライン資料と同様に取り扱う⁹。

(4) 補償その他

- 現行制度と同様、記録媒体に格納して収集する場合の媒体費用と送料を補償する¹⁰。
- オンライン資料の受入証明及び提供者自らの求めに応じる場合等、権利者の許諾を得ていることを条件とした無償の電子的複製提供（データバックアップ機能）の実施に向けて、引き続き検討する。
- 収集済みのオンライン資料と同様、リンクリゾルバ機能等により、販売サイトを含めた本文情報へのナビゲートを行う。
- 著作権者や発行者を始めとする関係する権利者の御理解・御協力を得られるよう、制度の趣旨や具体的な収集実務について、丁寧な説明を行う。

2. 想定スケジュール

○ 令和3年度

- 制度の詳細設計及び運用調整
- 関係法規整備に向けた準備

○ 令和4年度

- 関係法規整備
- 周知及び収集除外手続等の期間
- 全面的な制度収集開始（令和5年1月）

⁹ オンライン資料の館内におけるプリントアウト及び遠隔複写は、提供に向けて検討中。

¹⁰ 館法第25条の4第4項、規程第4条、告示第1項



お知らせ 国立国会図書館から出版社のみなさまへ

オンライン資料（電子書籍・電子雑誌）の 全面収集開始に向けて

これまでの経緯

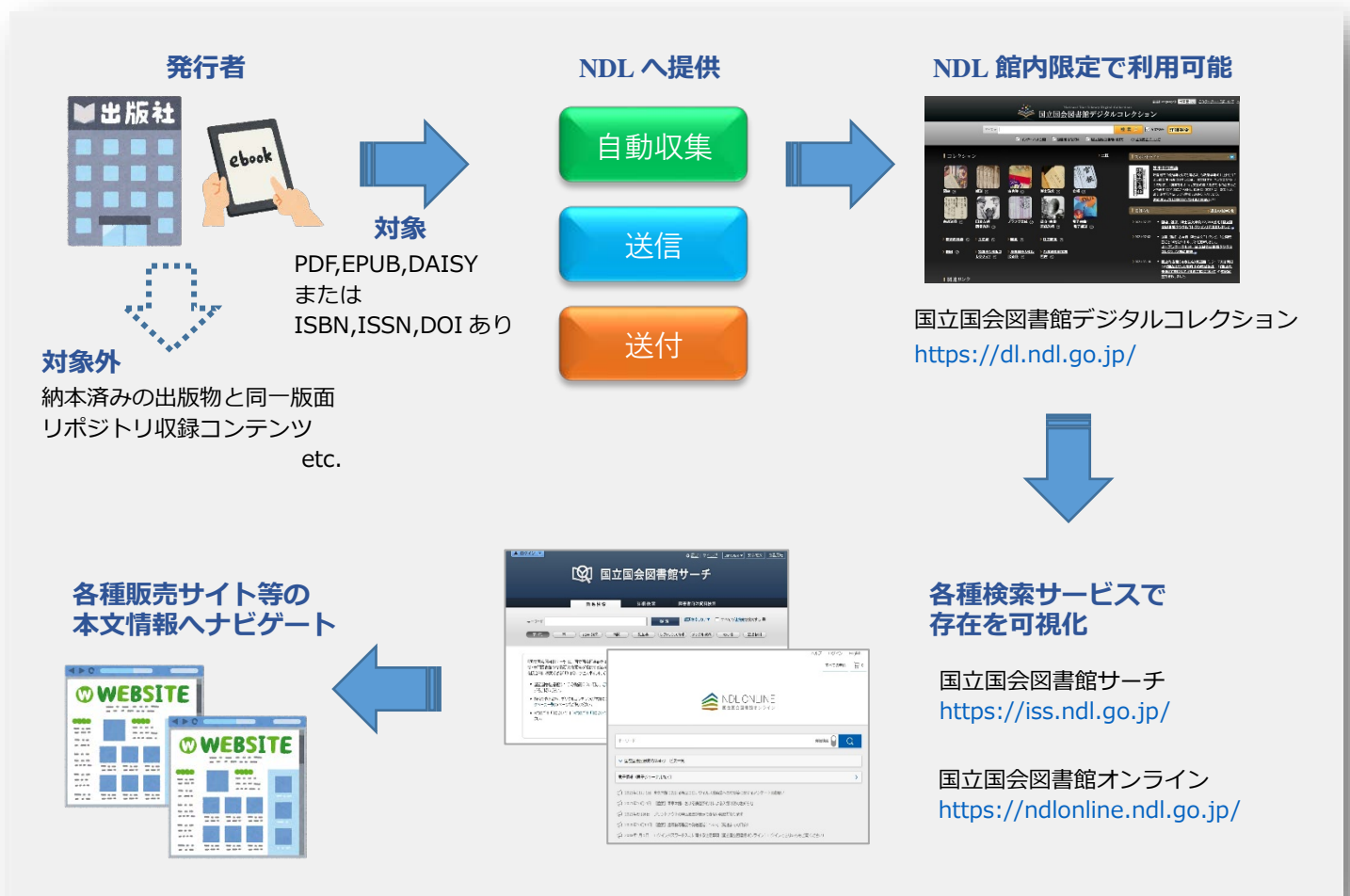
国立国会図書館は、平成25年7月1日から、私人がインターネット等で出版（公開）したオンライン資料（電子書籍・電子雑誌）のうち、無償かつDRM（技術的制限手段）が付されていないものを、国立国会図書館法に基づき収集しています。

有償またはDRMが付された電子書籍・電子雑誌については、当分の間、収集を留保しつつ、貴重な文化財として収集・保存し将来にわたって利用できるよう、収集制度の在り方を検討してきましたが、今般、国立国会図書館長の諮問機関である納本制度審議会から答申を得るに至りました（※）。

この答申の内容に基づき、全面的な制度収集の開始に向けた準備を進めております。ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。収集方針と想定スケジュールについてお知らせします。

※納本制度審議会答申 <https://www.ndl.go.jp/collect/deposit/council/conclusion.html>

オンライン資料の収集イメージ（詳細は裏面へ）



収集対象となる資料

- 既に「オンライン資料収集制度」により収集している無償かつ DRM なしの場合と同様、有償または DRM ありの場合も、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されたもの、または、特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で作成されたものについて、特定のメタデータ項目（題名、作成者、出版者、出版日、版、コード、URL）と併せて収集します。
- 市場において DRM が付された状態で流通している場合でも、DRM が付されていない状態のファイルを収集します。
- 同一内容が複数フォーマットで流通している場合は、代表的バージョンを優先的に収集します。
- なお、収集方法も現行同様に、あらかじめお知らせいただいた URL に当館からアクセスして収集する「自動収集」、当館の送信システムからアップロードしていただく「送信」、DVD-R に格納して郵送していただく「送付」を想定しております。

収集対象から除外される資料

- 機密扱いのもの、簡易なもの、納本済みの出版物と同一版面である旨の申出を受け確認したもの（デジタル化資料等）、長期間にわたり利用可能であり消去されないと認められるもの（いわゆる「リポジトリ」収録コンテンツ）等は収集対象から除外されます。
- 営利企業で構成する組織が運営するリポジトリを収集除外と認める際は、長期継続性、利用の担保、コンテンツの保全の観点であらかじめ確認し、コンテンツの散逸防止やメタデータ連携について覚書等により担保します。メタデータ連携は、国立国会図書館サーチ（国内の資料を幅広く対象とする統合的検索サービス）により行い、コンテンツの存在を可視化します。
- 収集除外リポジトリについては必要に応じて利用権契約を締結し、当館内で利用可能とします。

収集した資料の利用方法

- 当館の施設内（東京本館、関西館、国際子ども図書館）に設置された端末のみで、国立国会図書館デジタルコレクションを通じて閲覧可能とし、同時閲覧制御（同一資料を同時に閲覧できる利用者を 1 名に限定）も行います。権利者からご許諾をいただいた場合のみ、インターネットで公開し広く利用可能とします。
- 複写サービスは、準備が整い次第、著作権法で認められる範囲内に限り行う予定です。

補償その他

- 記録媒体に格納して収集する場合の媒体費用と送料を補償します。
- オンライン資料の受入証明、データバックアップ機能（当館へデータを提供した発行者自らの求めがあった場合等に、無償で複製して提供するもの）の実施に向けて検討中です。
- 当館が運用する資料検索サービスの検索結果から、販売サイトを含めた本文情報へのナビゲートを行います。
- 収集した資料は、現在と未来の読者のために、国民共有の文化的資産として永く保存し、日本国民の知的活動の記録として後世に継承します。

想定スケジュール

- 令和 3 年度
 - ✓ 制度の詳細設計及び運用調整
 - ✓ 関係法規整備に向けた準備
- 令和 4 年度
 - ✓ 関係法規整備
 - ✓ 周知及び収集除外手続等の期間
 - ✓ 全面的な制度収集開始（令和 5 年 1 月）

お問い合わせ

- 詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。ご不明な点は随時お問い合わせください。
 - ✓ 国立国会図書館 収集書誌部 収集・書誌調整課 納本制度係 (nosei@ndl.go.jp)

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正

昭和二十四年	六月	六日法律第九十四号
同	三十年	一月二十八日同 第三号
平成	六年	七月 一日同 第八十二号
同	十一年	四月 七日同 第三十一号
同	十二年	四月 七日同 第三十七号
同	十四年	三月三十一日同 第六号
同	十六年	十二月 一日同 第四百四十五号
同	十七年	四月 十三日同 第二十七号
同	十七年	七月 六日同 八十二号
同	十七年	十月二十一日同 百二号
同	十九年	三月三十一日同 十号
同	十九年	三月三十一日同 十六号
同	十九年	六月 六日同 七十六号
同	十九年	六月 十三日同 八十二号
同	十九年	六月 二十七日同 百号
同	二十年	四月二十五日同 二十号
同	二十一年	三月三十一日同 十号
同	二十一年	七月 十日同 七十三号
同	二十三年	五月 二日同 三十九号
同	二十四年	六月二十二日同 三十二号
同	二十六年	五月二十一日同 四十号
同	二十八年	五月 十八日同 四十号
同	二十八年	十一月二十八日同 八十九号

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号の

いずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
 - 二 小冊子
 - 三 逐次刊行物
 - 四 楽譜
 - 五 地図
 - 六 映画フィルム
 - 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
 - 八 蓄音機用レコード
 - 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物
- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。
- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一

項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に

規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日か

ら三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知

覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供することができ、この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外

の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認め

た場合

四 その他館長が特別の事由があると認められた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)
附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)
2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)
附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。「以下略」

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、

なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以下略」

(施行の日)平成十九年十月一日)

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」
2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平

成十九年十月一日

二 「略」

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成二十年四月一日

附 則（平成十九年六月二十七日法律第百号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十九年八月十日

（旧法の効力）

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「機構」という。）については、旧法（第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間（以下「旧法適用期間」という。）は、なおその効力を有する。

（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項
- 二〇八 「略」

附 則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から、別表第二の改正規

定は公布の日から施行する。

(施行の日) 平成二十二年一月一日)

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成二十一年六月一日)

附 則 (平成二十一年七月十日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規

定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十二日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(提供の免除)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

(経過措置)

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライ

ン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

別表第二（第二十四条の二関係）

日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
 - 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」

という。)を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

- 一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの
- 二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

- 一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法
- 二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合
- 二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合
- 三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するものの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日)

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	平成二十六年六月	十八日国立国会図書館告示第一号
	同 二十七年六月	九日同 第一号
	同 二十八年五月三十一日同	第二号
	同 二十九年六月	一日同 第一号
	同 三十年五月	三十日同 第二号
令和	元年七月	一日同 第一号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十四円
- 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X〇三〇五で定

める国際標準図書番号

- 日本産業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号
- 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- PDF方式
- E P U B方式
- D A I S Y方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

- 題名
- 作成者
- 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)
- オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報
- オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報
- オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコ

ルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースローケーター

(規程第二条第二号の記録媒体)

- 5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

- 6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本産業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年五月三十日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月一日国立国会図書館告示第一号)

1 本件は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する 出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号		
	同	五十七年十二月二十八日	同		
	同	五十七年十二月二十八日	同		
	平成	十一年	三月二十四日	同	
	同	十二年	九月二十七日	同	
	同	二十三年	十月	十二日	同

1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額（当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額）に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書（点字版のものを除く）、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物（国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。）については、小売価格（パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格）の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和二十四年国立国会図書館告示第一号）は、廃止する。

附 則

（昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号）
この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則

（昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。